

別紙 1 - 1 「男女共同参画についての回答書①」

男女共同参画の推進について

No.	提言内容	関係部署	現状	課題	今後の方向性
1	男女共同参画社会づくりにプレーキを掛けている「固定的な性別役割分担の無意識な思い込み（アンコンシャス・バイアス）」を取り払うことが男女共同参画の推進に繋がると考える。菊川市男女共同参画プランの中でも、幼少期における意識啓発及び家庭・学校・地域などにおける意識改革及び審議会等へ女性の参画を行うことにより、一定の成果を上げているため、これを引き続き推し進めること。 また、アンコンシャス・バイアスの更なる改善に繋がるブッシュ型の施策の検討を行うとともに、アンコンシャス・バイアス事例集やパンフレット等を作成することにより、年代に応じた戦略的な広報・啓発にも取り組むこと。	地域支援課	幼少期における男女共同参画の意識啓発を図るため、市内の全保育園、幼稚園及びこども園を対象に男女共同参画に関する絵本の読み聞かせを行っている。小学生に対しては、性別に左右されない仕事の選択に係る職業講話を行っている。 また、家庭・地域などにおける意識改革として、市民向け男女共同参画講演会を行うとともに、市の審議会等への女性登用率向上に向けて、関係各課への呼びかけを行っている。	菊川市男女共同参画・多文化共生に関するアンケートの結果では、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、「反対である」「どちらかといえば反対である」の値が、前回調査時より増加しているものの、国や県の値と比べ、低い状況である。	幼少期における意識啓発及び家庭・学校・地域などにおける意識改革及び審議会等へ女性の参画を行うことについては、一定の成果を上げていると認識しているが、引き続き推進していく。 アンコンシャス・バイアスの更なる改善に繋がるよう、ブッシュ型の施策として、様々な年代に対する働きかけや啓発活動について、検討を行っていく。
2	防災において、男女共同参画の推進が防災・復興の基礎となるため、防災に関係する会議体（意思決定機関）への女性の積極登用を図ると共に、女性リーダーの育成を推進して、女性の防災への参画を図ること。 また、災害対応力の強化のために女性の視点を積極的に取り入れていくこと。	危機管理課	市職員が地区防災連絡会や避難所運営委員会に対して、女性の防災への参画を促しているが、参画・登用の人数は増えていない。 女性の登用状況 ・菊川市防災会議 1名/29名 ・菊川市水防協議会 0名/15名 ・地区防災連絡会役員 0名/13名 ・自主防災会長 1名/123名 ・避難所運営委員会役員 36名/353名	今後も、女性参画や女性視点を持った防災対応の必要性を啓発していかなければならない。	各地区防災連絡会や避難所運営委員会などへ、今後も女性が参画しやすい組織体制の整備に取り組んでもらえるよう、引き続き、機会を捉え促していく。 また、女性視点を加えた防災活動の必要性については、講演会や地区会議などの中で啓発を行っていく。
3	職場における男女共同参画の推進は、女性が働きやすい職場環境づくりに繋がる。市内の事業所に対し、男女共同参画社会づくり宣言事業所の登録を促すとともに、女性が働きやすい職場環境整備の推進を働き掛けること。	地域支援課	市内の事業所に対し、男女共同参画社会づくり宣言事業所の登録を促している。	市内事業所に対し、男女共同参画社会づくり宣言事業所の登録を促しているが、29事業所・団体の登録にとどまっている。	引き続き、市内の事業所に対し、男女共同参画社会づくり宣言事業所の登録を促すとともに、事業所アンケートにおいて、女性が働きやすい職場環境の整備状況を調査し、訪問活動等により働き掛けていく。
4	菊川市役所の組織が企業体に対して、男女共同参画制度の規範となる組織を目指すこと。 (1)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「菊川市特定事業主行動計画（令和3年3月）」の全機関の長が設定する目標を達成するよう、育児休業をはじめとする休暇が取得しやすい環境の整備及び制度の周知に努めること。 (2)菊川市職員は毎年10名程度の育児休業取得者があり、欠員補充のために会計年度職員が配属されているが、育児休業を気兼ねなく取得するためには、育児休業等の長期休暇者を見込んだ職員定数の設定を検討すること。	地域支援課 総務課	(1)市内の事業所に対し、男女共同参画社会づくり宣言事業所の登録を促している。 市役所では、目標達成に向け、育児休業中の職員への情報提供や円滑な職場復帰への支援、「仕事と育児・介護の両立に向けた両立支援ハンドブック」を対象者及び所属長に周知し、取得を呼びかける等の取組みを実施している。 (2)毎年度、一定数の職員が産前産後休暇や育児休業を取得者している。また、近年は男性の育児休業取得者も増えている。 <各年度4月1日時点の産・育休取得者> R2年度 13名（うち男性1名） R3年度 9名（うち男性1名） R4年度 11名	(1)市内事業所に対し、男女共同参画社会づくり宣言事業所の登録を促しているが、29事業所・団体の登録にとどまっている。 市役所では、目標のうち、女性の育児休業取得率は目標を達成しているが、男性の育児休業や特別休暇の取得率は目標を下回っている。 <目標の達成状況（令和3年度実績）> 女性の育児休業取得率 目標100% 実績 100% 男性の育児休業取得率 目標13% 実績 7.7% 配偶者出産休暇取得率 目標100% 実績53.8% 育児参加休暇取得率 目標50% 実績38.5% (2)正規職員の職員数に余裕がないため、産前産後休暇や育児休業を取得する職員の補充は、会計年度任用職員の配置で対応することが多くなっている。	(1)引き続き、市内の事業所に対し、男女共同参画社会づくり宣言事業所の登録を促すとともに、事業所アンケートにおいて女性が働きやすい職場環境の整備状況を調査し、訪問活動等により働き掛けていく。 市役所では、目標達成に向け、これまでの取組みを継続するとともに、取組内容の充実を図る。 (2)来年度、定年引上げに伴う影響を踏まえた定員管理計画の見直しを行う予定であり、その際、育児休業等の取得者の状況も考慮し、必要な職員数の設定を検討していく。

別紙 1 - 1 「男女共同参画についての回答書②」

No.	提言内容	関係部署	現状	課題	今後の方向性
5	男女共同参画社会づくりには、行政による子育て支援・介護サービスの充実が求められている。特に、介護を必要とする方の家族の負担軽減等について、施策の推進を進め介護に関する負担軽減を図るため検討すること。	長寿介護課	介護を必要とする方の家族が協力して介護に関わることができるようにするための支援として、介護方法や介護者の健康づくりなどについての知識や技術を普及するため「介護者のつどい」を年3回開催している。 また、介護者からの相談を受け、介護に掛かる負担軽減のため介護保険制度の利用を進めたり、関係機関との連携を図りながらサービス利用の調整や社会資源を紹介するなど、介護者支援を行っている。 そのほか異性の介護において、トイレに付き添う場合などに周囲の理解を求めつつ精神的負担を軽減するために利用する「介護マーク」の普及に努めている。	家族の人数や健康状態、経済状況によって家族の介護力が異なる中で、複数の親の介護や遠距離介護、介護離職などの相談も増加傾向にあり、各家庭の介護力に合わせたきめ細やかな介護支援が必要となっている。	家族が協力して介護に関わることができるようにする視点を持って、介護保険制度の利用や負担が増した際の介護休業制度の利用などについて情報提供を行い、介護負担を分散できるように各家庭の介護力に合わせたきめ細やかな相談対応を行う。 また、現在実施している「介護者のつどい」では、比較的参加の少ない男性介護者が参加しやすい内容を検討して実施する。 「介護マーク」の普及についても、引き続き、取り組んでいく。
6	子育て世代の意見を収集するためにアンケートを実施しているが、アンケート内容を精査することでより充実したアンケート結果となり、意見をしっかりと吸い上げることが可能となる。また、ひとり親世帯を含む子育て世代の意見はアンケートだけではなく、直接、聞く機会の設定についても検討すること。	地域支援課	男女共同参画に関する市民アンケートを、16歳以上の男女を対象に実施し、家庭の役割分担に対する考え方や仕事、子育て、ワーク・ライフ・バランスなどについての意見を聴取している。	市民の声を直接聞く機会は、菊川市男女共同参画推進懇話会のみとなっている。	子育てに関する市民団体などに直接出向き、男女共同参画に関係する現状についての聞き取り等の実施を検討する。

別紙 2－1 「教育福祉委員会テーマの回答書①」

No.	提言内容	関係部署	現状	課題	今後の方向性(回答)
1	菊川市が考える公立園の役割。	こども政策課	・民間園・公立園ともに希望する幼児教育・保育サービスが受けられる体制の構築のため、公立園が拠点園となり幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を意識した市全体の質の高い教育・保育を目指し取り組んでいる。 ・支援が必要な児童の受け入れ体制について、民間園とともに取り組んでいる。特に医療的ケアを必要とする児童、民間園では対応できない児童については公立園で受け入れるよう取り組んでいる。 ・地域における子育て支援施設のネットワークとしての役割として、保育所・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業所と連携し取り組んでいる。	・今まで公立園として担っていた役割を継続していく必要がある。 ・公立園が拠点園となり公開保育など研修の場を設け、市全体の就学前の子どもに質の高い教育・保育を提供する必要がある。	・市内の各課や他の行政機関と連携を強化し、医療的ケア児や要保護児童などの支援について迅速に対応する。 ・公立幼保施設が拠点園となり、多様な子どもが共に学ぶためのインクルーシブ教育を進めていく。 ・今後も民間幼保施設では対応できない児童については公立幼保施設で受け入れるよう取り組んでいく。 ・公立幼保施設が拠点園となり、公開保育など研修の場を設け、市全体の就学前の子どもに質の高い教育・保育を提供する。 ・地域における子育て支援施設のネットワークとしての役割を果たす。
	これまで民間園の力に頼ってきた今後の幼児教育に市はどう関わっていくのか。	こども政策課	・市内14園の民間園は、入園者数の約77%の子どもの受入れをしている。 ・人材確保や処遇改善、園の受け入れ体制を強化するため、保育士就業奨励金制度や障害児保育の補助金等により支援している。 ・保育士等がキャリアアップのための研修会に参加しにくい状況にある。	・少子化や就労形態の変化等、多様化するニーズに対し、重要な役割を果たす民間園に対し、運営継続のための支援をしていく必要がある。 ・民間園の状況を的確に把握し課題解決に向けた支援体制を構築していく必要がある。 ・保育士等がキャリアアップのための研修会に参加しやすくする必要がある。	・子どもは減少していくが、保育ニーズが多様化する中、民間幼保施設の運営に支障が生じないよう、市全体の教育・保育需要を把握し、利用定員を適切に見直す。 ・民間幼保施設の状況を的確に把握するため話し合いの機会を多く持ち、民間幼保施設の抱える課題解決に向け支援体制を整える。 ・保育士等のキャリアアップのため、受講しやすい研修機会を提供する。
	当初説明のあった小笠北幼稚園建て替えについての公立園の役割をどう反映し、基本設計に生かしていくのか。	こども政策課	・小笠北幼稚園の特色である園庭の森を活かした保育をしている。 ・基本設計には、これまで公立園として実施していた事業だけでなく、新たに進めていく事業ができるよう配置等を検討している。	・可能な限り園庭の森を活かした基本設計にする必要がある。 ・今までこれまでの事業を継続していくとともに新たに「未就園児」を養育している家庭が孤立しないように気軽に相談できる居場所機能を整える必要がある。	・基本設計では、現在の小笠北幼稚園の特色である園庭の森を活かした配置とし、快適な保育・教育の環境を整えるよう取り組む。 ・「訪問型小集団療育」、「取り出し保育」、「未就園児の相談支援」などのできる空間を整え、インクルーシブ教育の拠点園としてバリアフリー化を基本とするよう計画する。
	菊川市に不足している子育て支援制度の取り入れについての検討。	こども政策課 子育て応援課	・市の実情に応じ、子ども子育て支援計画に従って「地域子ども・子育て支援事業13事業」を実施している。	・第3期となる子育て支援事業計画において必要なニーズを検討して行く必要がある。	・次年度に予定している「子ども子育て支援事業計画」アンケート調査実施し、需要を確認するなか進めていく。
2	今後の菊川市の子育て方針、私立園の経営補償、今後の幼保施設のあり方について、各私立園長等との話し合いの機会をより多く持ち、お互いに協力し合う体制を作ること。	こども政策課	・教育・保育の方針については、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を共有するため、教育委員会と連携し、小学校へ上がるまでにあるべき姿について各園を訪問、教育長の講話等を行っている。 ・民間園の経営については、給付費の算定根拠となる利用定員の設定について現状の利用者数に基づいて、利用定員を園と協議し、子ども子育て会議に諮り変更している。 ・毎月1回開催される「幼児施設連絡会」や監査等で市からの情報提供や民間園からの要望を伺っている。 ・新型コロナウイルス感染症に対する対応については、公立園が対応マニュアルを作成し民間園にも共有するため配布している。	・幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を共有するため民間園と小学校との円滑に接続できるよう引き続き連携していく必要がある。 ・利用定員を下回った場合、給付費が減少するため、経営が厳しくなる可能性があるため、現状にあった利用定員の見直しを行う必要がある。 ・各園の経営については、国からの補助金メニューと、新規の補助金メニューを示し、希望園について相談しているが、既存の補助金メニューについては条件等が複雑で申請が少ない状況である。 ・全体の会議で意見を伺う場合、個々の細かな状況まで把握できていない可能性がある。	・幼保小の連携を推進していくため学校教育に円滑に接続できるよう、引き続き教育委員会と連携し取り組んでいく。 ・利用定員については、国において公定価格における利用定員の細分化を検討が必要とされている。市でも民間幼保施設の運営に支障が生じないよう受入れ人数が減少した際に適切に利用定員の見直しを行う。 ・処遇改善加算の要件となっている保育士のキャリアアップ研修修了について経過措置が令和8年度となっている。このため近隣4市で連携し地域全体の保育の質の向上にむけた研修会を企画・実施する。 ・民間幼保施設の意見については、幼児施設連絡会のほか、感染症の影響で中止していた園を訪問し、それぞれの園の運営状況や課題を把握するとともに国や県の有効な補助制度を取り入れていく。

別紙 2－1 「教育福祉委員会テーマの回答書②」

No.	提言内容	関係部署	現状	課題	今後の方向性(回答)
3	おおぞら認定こども園の民営化と小笠北幼稚園を公立園として建て替えることについてあらゆる可能性について検討し、その検討結果を示すこと。	こども政策課	●公立保育所等の運営について、小泉内閣の三位一体の改革により・公立保育所の運営費への国庫補助がなくなった(交付税措置あり)ことにより全国的に民営化の流れが非常に加速し、本市においても民営化する方針で進んでいくことになった。 ●平成28年8月 ・市内小笠地区の公立幼稚園3園について平成31年度以降の再編、認定こども園化及び民営化に向け関係法人、保護者及び地元住民等と協議・調整を行った。 ●平成31年1月 ・今回の小笠北地区の幼稚園・保育園再編の協議には合意しない。ひかり保育園単独での運営を継続したいと最終回答があり、再編の合意には至らなかった。 ●令和元年5月 ・庁内会議、定例教育委員会、議会全員協議会へ「小笠北地区の幼稚園・保育園再編に係る(福)みどり福祉会との協議結果」、「小笠北幼稚園の今後のあり方再検討する。」旨の報告した。 ●令和元年6月～令和2年6月 ・菊川市内幼保施設の今後のあり方について「1園民営」・「両園民営」・「現状のまま」とそれぞれのメリット・デメリットを挙げ再検討した。 ◎検証結果 ・小笠北幼稚園を公立園、おおぞら認定こども園は民営化も含めた運営形態を検討していく。 【公立園を1園残す理由】 ①幼児施設の拠点園となり、教育・保育の充実を図ることができる ②公立園が1園あることで、市行政との情報共有や連携がとりやすい ③緊急的な対応(災害・感染症・経済)による保育が可能 ④保育に欠ける子ども(非虐待児)、医療的ケア児、外国にルーツのある児童の受け入れが可能(インクルーシブ教育) ⑤公立、民間の両方があればこそ、市全体の保育力向上や相互に役割分担することができる ⑥保護者にとって、公立・民間を選択できる 【小笠北幼稚園を公立園とする理由】 ①インクルーシブ教育を実施するには、比較的小規模な集団の方が取り組みやすい ②小笠北地区内に2法人となると将来の経営等への影響が心配される ③小笠北地区を担う新たな法人がいない可能性が高い ④おおぞら認定こども園の方が民間として参入しやすい ●令和2年11月 ・小笠北幼稚園の運営形態等について方針決定 運営形態:公立園 令和7年4月の開園 ・おおぞら認定こども園の運営形態…令和3年度から運営形態等懇話会にて運営方法を協議する。 ●令和3年7月～令和4年9月 ・おおぞら認定こども園については、R3～4年度に「公立認定こども園運営形態等懇話会」を5回開催し、多様化する教育・保育ニーズに対応し、幼児期の教育・保育の質の向上及び支援内容の拡充を図るため、効果的・効率的な運営形態等に関する事項について意見交換を行った。 ●令和4年4月～ ・人口減少する中で小笠北こども園の公立園の役割、定員数など考慮した基本設計を作成している。 ●令和4年10月 ・公立認定こども園運営形態等懇話会会長から、検討結果の報告を受けた。	・「公立認定こども園運営形態等懇話会」での意見を基に市の考え方を明確にし、説明する必要がある。 ・おおぞら認定こども園の保護者、関係自治会長会議へ運営の方向性について丁寧に説明をし理解していただく必要がある。 ・人口減少する中で、小笠北こども園の必要性を明確に説明する必要がある。	・園の保護者、関係自治会長会議へ運営方向性について説明し意見を伺いながら進めていく。 ・市内幼保施設の拠点園としての小笠北こども園の必要性を明確に説明する。 ・おおぞら認定こども園の民営化と小笠北幼稚園を公立の認定こども園にすることについては、これまでの検討経過や内容を整理し、関係者の気持ちに配慮しながら丁寧に説明していく。
4	保護者の意見を聴取し、できる限り反映させること。	こども政策課	・公立認定こども園運営形態等懇話会の委員として、保護者代表として参加してもらい、園内の保護者からの意見も発言していただいた。 ・12月には、おおぞら認定こども園の全保護者を対象に市の方向性を説明し意見を聴取する。	・おおぞら認定こども園の保護者には、丁寧に説明し、心配事、ご意見を伺い、できる限り反映する必要がある。	・市の運営方針について、おおぞら認定こども園の保護者を対象に説明会を開催するとともに、意見を聴取してできる限り反映していく。
5	今後の公立園における職員の配置について、適切な方向性を示すこと。	こども政策課	・基本担任は正規職員、会計年度任用職員(保育士、看護師等)は、保育補助である。	・正職員、会計年度職員に対して今後の職員配置体制について説明を行う必要がある。	・公立幼保施設の役割を担うことができるよう保育士の資質と専門性を向上させ必要な職員配置を行う。